

◎新潟県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月24日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類  
阿賀野都市計画用途地域（阿賀野市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課